

水草たい肥の配布に関するお知らせ

次回の水草たい肥配布を令和2年3月頃とします。

滋賀県と淡海環境保全財団は、例年、琵琶湖の過剰な水草を有効利用するため、たい肥にして、秋(9月頃)と春(3月頃)の年2回、希望する方へ配布しております。

今年度も、平成29年度と30年度に琵琶湖で刈り取った水草から作ったたい肥の配布を予定していましたが、この時期に水揚げした水草の量が少なく、2回配布するたい肥量が確保できないため、秋の配布を取りやめ、春の配布1回とさせていただくこととしました。

秋の配布をお待ち頂いた皆様には申し訳有りますが、ご理解をお願いします。

なお、春(2020年3月頃)の配布日程は、決まり次第登録していただいているモニターの方にお知らせするとともに、滋賀県や財団のホームページにも掲載します。

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課
公益財団法人淡海環境保全財団